

《HOYO SUKARABU FC 父母会規約》

第1条（構成）

父母会は、選手の父母またはこれに代わる保護者および会費を自己負担している選手で構成する。

第2条（目的）

父母会は、クラブの目的を達成するために次の事項を行う。

- (1) 総会への出席および決議への参加
- (2) 練習および試合、その他連絡の補佐
- (3) 試合等における選手引率の補佐
- (4) その他目的達成に必要な事項

第3条（役員）

父母会は、父母会内に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計補佐兼監事 1名

第4条（選出）

前条の役員は互選により選出する。

第5条（任期）

役員任期は2年間とし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6条（職務）

各役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、父母会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、不在時にはその職務を代行する。
- (3) 会計補佐兼監事は、代表が行う本クラブの会計事務を補佐し、業務の執行状況の監査を行い、本クラブに対し、監査報告書を作成する。

第7条（招集）

父母会の会議は、必要に応じて会長が招集し、開催することができる。

第8条（意見等）

クラブへの意見・質問等が生じた場合は、会長または副会長に提案し、その案件について父母会内で協議したうえでクラブ側に行うものとし、個人的には行わないものとする。

- 2 前項について、選手は対象外とする。

第9条（規約の改廃）

この規約は、平成23年4月1日より実施する。

- 2 本規約の改廃は、会議または電磁的方法による通知を行い、過半数の賛同をもって会長が行う。

平成23年4月1日

父母会会長 松本